

尼崎市東七松町1-23-1

[illegible]

個人市民税・県民税の申告はお早めに

【受付期間】 平成31年2月18日（月）から平成31年3月15日（金）（平日のみ）

平成31年1月1日現在、住所が市内にある方（住所は市外でも、事務所、事業所または家屋敷を市内に持っている方を含む。）は、平成31年度分市民税・県民税申告書の提出が必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は提出が不要です。

- ① 税務署に平成30年分所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告書を提出される方
- ② 平成30年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の方
- ③ 平成30年中の所得が給与や年金（企業年金などを含む）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ支払報告書が提出される方

※ ①に該当しなくなった方（年金収入400万円以下で他の所得20万円以下の方）も、②または③に該当すれば、提出が不要です。

※ ③に該当する方のうち、個人市民税・県民税の医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市役所に提出してください。

※ 所得税等の還付を受ける方や損失を繰り越す方は、税務署に所得税等の確定申告書を提出してください。

※ 所得税等の確定申告書を提出された場合、個人市民税・県民税の申告書の提出を省略することができますが、個人市民税・県民税の申告をもって、所得税等の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意ください。

提出書類

- ・平成31年度分市民税・県民税申告書
- ・平成30年中の収入金額が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書、収支（所得）内訳書など）（コピー可）
- ・平成30年中の支払金額が分かる書類（医療費の領収書（明細書または各保険者からの医療費通知可）、生命保険料、地震保険料または国民年金保険料の控除証明書など）（コピー可）

※平成30年度分以降の個人市民税・県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

また、市役所にマイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。

（注）控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

本人確認書類の例

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など



受付窓口は大変混雑しますので、申告書にあらかじめ記入の上、できるだけ郵送でお送りください！ご理解とご協力をお願いします。

提出方法

※小田地区については昨年度とは申告会場が異なります。

昨年度の実績などから、提出が必要と考えられる方については、2月中旬までに申告書をご自宅へ郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話などでお問い合わせいただくか、申告会場を下記のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書を記入していただき、直接申告会場へお越しください。

申告会場及び日程（平日のみの午前9時から午後5時30分まで）

市役所南館2階ロビー	2月18日（月）～3月15日（金）	小田地区会館3階ホール※	2月22日（金）
立花支所3階会議室	2月26日（火）	大庄支所2階会議室	3月5日（火）
武庫支所1階ホール	3月6日（水）	園田支所3階ホール	3月7日（木）

【お問合せ先】 尼崎市役所 市民税課（市役所南館2階）

TEL：（06）6489-6246～6248 FAX：（06）6489-6875